

第7号議案

令和元年度（平成31年度）事業計画決定の件

令和元年度（平成31年度）事業計画を策定したので、承認を求める。

基本方針【変化への対応の継続】

長年の議論の末、本年通常国会によりやく司法書士法改正案が上程された。これは日司連、日司政連の協働による努力の賜であり、併せて全国の単位会の努力、なにより全国の会員の日々の努力が実を結んだものであることは確かである。

今後も司法書士の未来が果てなく続くために最も重要なことは、司法書士全員が共通の高い理念を持ち、それに従って行動し国民に支持され続けることである。その理念を国民に向けて高らかに謳ったものが改正案第1条「使命規定」であると言える。

司法書士法第1条（司法書士の使命）「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」

本改正案が上程されたことは、我々はこの使命を全うすることを国民に誓うと宣言したという意味を持つ。今般、新元号が令和になり、新時代になった高揚感とこの宣言の意義を会員一同共有し、これまで以上に司法書士の誇りを抱き法律家として大きな飛躍の年としていきたい。

ところで、これまでの2年間は事業の大胆な見直しを図ってきた。それは、今後直面する多くの法改正及びそれに対応する事業活動の予備動作としてであった。そして、今般これまでになく重要かつ多くの法令への対応が我々に差し迫っている。「司法書士法改正」「民法（債権法）改正」「民法（相続法）及び家事事件手続法改正」「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」「法務局における遺言書の保管等に関する法律」「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等々である。

更に、社会的な変化に対応すべきものとして、危機管理、災害における被災者支援、AI技術の進化への対応、紛争解決支援の推進及び司法アクセスへの対応、相続登記及び財産管理業務の促進、登記制度・土地所有権の在り方の議論への対応、働き方改革、山形試験会場廃止を含めた司法書士受験者減少への対策等々がある。

これらは、当会の事業の変化、会員の業務内容の変化、会員数等々に複合的に影響を及ぼしていくことになることばかりである。

3年後には司法書士制度150年という節目を迎える。すべては、まだ誰も見ない時代の到来である。これを、新たな軌跡を描くチャンスと捉え、変化を予想しかつ足もとの変化を感知し即応していく。

この基本方針の下、総務部・経理部・企画研修部・社会事業部・各支部・事務局等、当会のすべての機関が一丸となって変化への対応を継続していくために、後記のとおり事業計画を上程する。

総務部事業計画

1. 制度、組織に関する事業

- (1) 司法書士法改正への対応
- (2) 会則規則等の整備・改善、会則集の発行
- (3) 組織・財政改革、事務効率化の推進
- (4) 各事業部、各委員会、各支部、連合会、ブロック会、関連諸団体との連携
- (5) 司法書士制度150周年に向けた事業の検討

2. 執務、倫理に関する事業

- (1) 会員の執務の指導、連絡及び内部広報
- (2) 会員の倫理向上のための指導及び連絡
- (3) 業務責任賠償保険に関する事項

3. リスクマネジメント

危機管理マニュアルの作成及び訓練の実施

4. 職域の確保に関する事業

- (1) 非司法書士行為の監視、情報の収集、対応
- (2) 司法書士法施行規則41条の2に定める司法書士法違反に関する調査受嘱

5. 国、地方公共団体、他士業団体、その他関係団体との連絡調整

企画研修部事業計画

第1 企画研修委員会

1. 会員研修会の実施

(1) 業務研修

法改正への対応

(2) 倫理研修

2. 年次制研修の実施（9月上旬）

対象者 平成31年4月1日において、以下の登録期間に達する会員

① 満3年（平成27年4月1日～平成28年3月31日登録）

② 満8年（平成22年4月1日～平成23年3月31日登録）及び以後5年
を加えた年

3. 新入会員向け研修会の実施

4. 研修情報の提供

5. 同時配信研修の実施

6. 関連諸団体との連携

7. 所定単位取得達成に向けた施策及び制度の検討

第2 広報委員会

1. 市民広報事業

(1) マスコミ等広報媒体を活用した広報事業

(2) ホームページによる広報

(3) 他の相談機関との連携

(4) 会員拡大に向けた広報事業

(5) 市町村広報の依頼

2. 会員への情報提供

(1) 会報の発行

(2) ホームページによる伝達

(3) 新着情報等のメール配信システムによる会員への伝達

社会事業部事業計画

第1 相談センター運営委員会

1. 常設相談所（予約制）の運営
2. 相続登記相談会等の開催とその運営
3. 司法書士総合相談センター（予約制）の拡充
4. 東日本大震災の被災者及び原発事故による被災者に対する支援
5. 国、地方公共団体、法テラス、隣接職能団体等が行う相談活動との連携
 - (1) くらしと仕事のなんでも相談会の開催
 - (2) 各種相談会への相談員等の派遣
6. 法テラスとの連携
 - (1) 民事法律扶助の推進
 - (2) 民事法律扶助審査委員の派遣

第2 社会事業委員会

1. 社会的な課題への対応
 - (1) 調査研究および対策事業
 - (2) 協議会等への会員派遣
 - (3) 財産管理人候補者推薦体制の整備
 - (4) 地方自治体等、行政機関との連携
2. 成年後見制度の利用促進への対応
3. 法教育の推進、各種講師派遣
 - (1) 高校生向け法律講座
 - (2) 市民向け法律講座
4. 大学との連携
5. 公益社団法人公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート山形支部、山形県青年司法書士協議会等の関連団体との連携

第3 調停センター運営委員会

1. 調停センター・ハーモニーの運営
 - 調停センター活性化のための施策検討
2. 研修会の開催等による調停手続に関する人材育成